

**排水施設等日勤管理業務委託
仕様書**

令和8年度

下水道部 河川・下水道管理課

排水機場グループ

運転・監視及び日常点検・定期点検等保守業務委託 個別仕様書

- 1 件 名: 排水施設等日勤管理業務委託
- 2 委託場所: 市川市東国分1丁目1番地1 春木川排水機場 外173箇所
 <注: * 施行場所が2箇所以上になる場合は下記欄に明示のこと/または「別紙-対象施設一覧表」による>
- 3 委託期間: 令和8年7月1日～令和9年3月31日
- 4 業務仕様:
 (1)本仕様書に記載されていない事項は、『市川市 建築保全業務委託共通仕様書』(以下『共通仕様書』という。)による。
 (2)電気工作物の保安業務に係る事項は「保安規程」による。
 (3)本仕様は■印の付いたものを適用する。
- 5 業務条件他個別事項 該当箇所を□→■にマーキングのこと

1) 対象業務区分/設備名	■: 運転・監視及び日常点検・保守	■: 定期点検等及び保守
大和田ポンプ場		
建築		
外部及び内部用自動ドア		□:
電気設備		
1 電灯・動力設備	■:	□:
2 受変電設備	■:	□:
3 自家発電設備	■:	■:
4 直流電源設備	■:	□:
5 交流無停電電源設備	■:	□:
6 太陽光発電設備	□:	□:
7 風力発電設備	□:	□:
8 通信・情報設備	□:	□:
9 外灯	■:	□:
10 航空障害灯	□:	□:
11 雷保護設備	■:	□:
12 構内配電線路・通信線路	■:	□:
機械設備		
1 温熱源機器	□:	□:
2 冷熱源機器	□:	□:
3 空気調和等関連機器	■:	□:
4 給排水衛生機器	■:	□:
5 ダクト及び配管		□:
6 水質管理		□:
7 浄化槽	□:	□:
8 井戸		□:
9 雨水利用設備		□:
10 ポンプ	□:	■:
11 その他の機械設備	□:	□:
監視制御装置		
1 中央監視制御装置	■:	□:
2 自動制御装置		□:

該当箇所を□→■にマーキングのこと

1)	搬送設備		
	1 昇降機	□:	□:
	2 機械式駐車設備	□:	□:
	防災設備		
	1 消防用設備等	□:	□:
	2 建築基準法関係防災設備	□:	□:
執務環境測定			
1 空気環境測定	□:	□:	
2 照度測定	□:	□:	
3 吹付けアスベスト等の点検	□:	□:	

2)	施設(設備)関係図面、資料	<input checked="" type="checkbox"/> : 有り 詳細は、添付「排水施設等管理実務要領(日勤管理業務)」による <input type="checkbox"/> : 無し
----	---------------	--

3)	点検の範囲	
	(1)対象部分	
	(2)数量	■: 添付「排水施設等管理実務要領(日勤管理業務)」による
	(3)点検回数	
(4)点検項目・内容	複数選択可(共通以外の場合は、「設備(機器)リスト」の当該機器欄に特記のこと) <input type="checkbox"/> : 共通仕様 各関連共通仕様書の点検周期が二種類ある場合の適用は下記を選択のこと。また点検項目及び点検内容を示す各表単位で行う。 <input type="checkbox"/> : 周期-I 標準的な点検周期 <input type="checkbox"/> : 周期-II 対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合の頻度を軽減した点検周期 <input type="checkbox"/> : 製造者標準仕様 別紙 機器取扱い説明書による <input checked="" type="checkbox"/> : 別途指定有り 添付「排水施設等管理実務要領(日勤管理業務)」による	

4)	支給材料等	<input type="checkbox"/> : 有り 添付「支給材料 リスト」による <input checked="" type="checkbox"/> : 無し
----	-------	---

5)	貸与資料 (または閲覧)	<input checked="" type="checkbox"/> : 有り 添付「排水施設等管理実務要領」による (*印については個別仕様書に添付必須図面類 添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと)				
	・諸官庁提出書類控	□:	・官公署関係届出書 □:	・許認可書類 □:	・自家用電気工作物保安規程	
	・工事業者関連簿	□:	・緊急連絡先一覧表 □:	・工事関係者一覧表 □:		
	・設備関連	□: *	・設備機器台帳 (「設備(機器)リスト」)	□:	・備品、予備品一覧表 □:	・什器備品一覧表
	・点検・検査関連簿	□:	・エネルギー消費記録 □:	・検針(課金)記録 □:	・事故・修繕・更新記録	
		□:	・空気環境測定記録 □:	・受変電設備自主検査記録 □:	・定期自主検査記録	
		□:	・特殊建築物調査記録 □:	・建築設備定期検査記録 □:	・消防設備点検結果報告書	
		□:	・エレベーター定期検査記録 □:	・煤塵濃度測定記録 □:	・当該設備点検結果報告書	
	・図面類	□: *	・「対象施設位置図」 □:	* 「設備フロー(系統)図」 □:	* 「機器配置図」	
		□:	・竣工図 □:	・竣工図の第二原図 □:	・各種施工図	
	□: *	・機器図(完成図) □:	・試験成績書 □:	・取扱説明書		
・管理資料	□:	・カタログ □:	・建物維持管理のしおり □:	・保証書		
	□:	・設計意図伝達書 □:	・保守契約リスト □:			
・その他	□:	・台帳類 □:	・計画・報告書類 □:	・作業日誌類		
	□:	・点検記録類 □:	・施設管理担当者との打合せ記録類 □:			
	□: 無し					

該当箇所を□→■にマーキングのこと

6)	業務条件:業務実施日時 の指定	<p>■:有り (有りの場合は、下欄に指定条件を記載すること)</p> <p>■:定期点検等及び保守 ■:実施日は→ 月1回 大和田ポンプ場 □:添付「工程表」による □:添付「設備(機器)リスト」による □:実施日は別途協議</p>	<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>9:00 ~ 17:00</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table>	昼間	夜間	9:00 ~ 17:00	: ~ :												
		昼間	夜間																
9:00 ~ 17:00	: ~ :																		
<p>■:運転・監視及び日常点検・保守</p> <p>平日 (開庁日:月~金(祝祭日は除く)(別表1))</p> <p>休日 (開庁日:土・日及び祝祭日、年末年始(12月/ 日~1月/ 日))</p> <p>業務を要する日 □:土曜日 □:日曜日 □:祝祭日 □:年末年始(12月/ 日~1月/ 日)</p> <p>緊急対応業務 (平日開庁日)</p> <p>必要人数 平日 業務責任者:1名 業務担当者:4名 緊急対応 業務責任者:1名 業務担当者:4名</p>	<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>9:00 ~ 17:00</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>9:00 ~ 17:00</td> <td>17:00~9:30</td> </tr> </table>	昼間	夜間	9:00 ~ 17:00	: ~ :	昼間	夜間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	昼間	夜間	9:00 ~ 17:00	17:00~9:30
昼間	夜間																		
9:00 ~ 17:00	: ~ :																		
昼間	夜間																		
: ~ :	: ~ :																		
: ~ :	: ~ :																		
: ~ :	: ~ :																		
: ~ :	: ~ :																		
昼間	夜間																		
9:00 ~ 17:00	17:00~9:30																		
□:無し																			

7)	法定資格者他	<p>■:有り</p> <p>□: 第 種電気主任技術者 □: 第 種冷凍保安責任者 □: 級ボイラ技師 □: 第 種 類 危険物取扱者 □: 建築物環境衛生管理技術者 □: 省エネルギー管理士() □: 省エネルギー管理員 □: 第 種電気工事士 □: 第 種圧力容器取扱作業主任者 □: 電気通信主任技術者 □: 消防設備士 □: 貯水槽清掃作業監督者 □: 防除作業監督者 □: 冷媒フロン取扱技術者(十分 な知見を有するもの) ■: 当該業務の実務経験 5年以上</p>
		□:無し

8)	火気使用	<p>□:条件付可 (但し、事前に火気使用届けで承諾要)</p> <p>■:不可</p>
----	------	--

9)	本業務に密接に関連する別契約業務有無	<p>□:有り (有りの場合は、この欄に指定条件を記載すること)</p> <p>■:無し</p>
----	--------------------	--

10)	廃棄物の処理等(発生材の保管場所、集積場所)	<p>□:有り 添付「廃棄物保管、集積場所位置図」による</p> <p>■:無し</p>
-----	------------------------	--

11)	居室等の利用	<p>■:可 *次の居室等は、利用可(春木川排水機場内監視室・控室等)</p> <p>□:否</p>
-----	--------	--

12)	駐車場の利用	<p>■:可</p> <p>□:否</p>
-----	--------	-----------------------

13)	付属書類	<p>■:市川市 建築保全業務委託共通仕様書</p> <p>□:</p> <p>□:</p>
-----	------	--

該当箇所を□→■にマーキングのこと

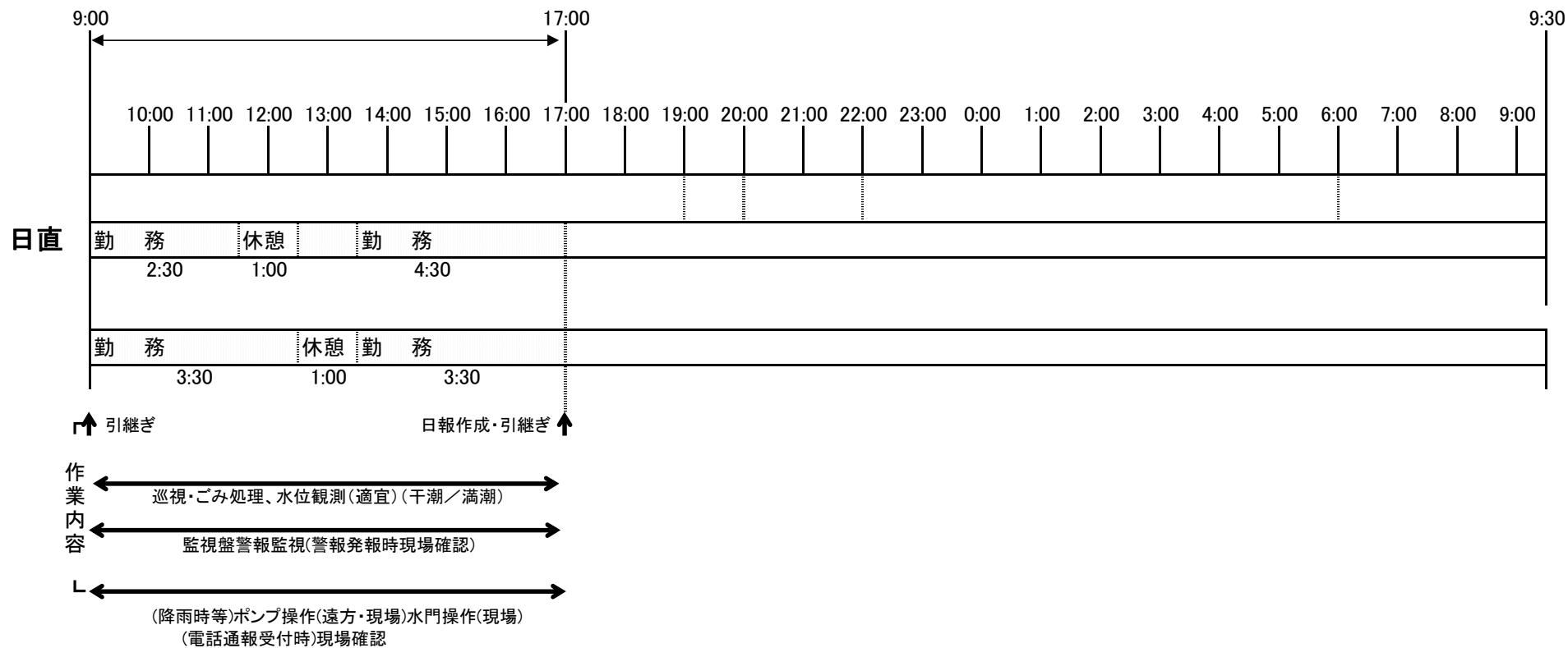
14)	添付書類	<p>施設(設備)関係図面、資料 (個別仕様書に添付必須図面類 *印について添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">Ref.No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■: 「対象施設一覧表」(複数の場合)</td> <td>「排水施設等管理業務要領(日勤管理業務)」による</td> </tr> <tr> <td>□: 「対象施設位置図」*</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>□: 「設備フロー(系統)図」*</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>■: 「機器配置図」*</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>■: 「設備(機器)リスト」</td> <td>「排水施設等管理業務要領(日勤管理業務)」による</td> </tr> <tr> <td>□: 「機器図」*</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>□: 「工程表」</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>□: 「保安規程」</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>□: 執務環境測定業務リスト</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>□: 「支給材料 リスト」</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>□: 「廃棄物保管、集積場所位置図」</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他</p> <p>■: 「排水施設等管理業務要領(日勤管理業務)」 ■: 「排水施設等日勤管理業務委託(草刈り)特記仕様書」</p>	名 称	Ref.No.	■: 「対象施設一覧表」(複数の場合)	「排水施設等管理業務要領(日勤管理業務)」による	□: 「対象施設位置図」*	_____	□: 「設備フロー(系統)図」*	_____	■: 「機器配置図」*	_____	■: 「設備(機器)リスト」	「排水施設等管理業務要領(日勤管理業務)」による	□: 「機器図」*	_____	□: 「工程表」	_____	□: 「保安規程」	_____	□: 執務環境測定業務リスト	_____	□: 「支給材料 リスト」	_____	□: 「廃棄物保管、集積場所位置図」	_____
名 称	Ref.No.																									
■: 「対象施設一覧表」(複数の場合)	「排水施設等管理業務要領(日勤管理業務)」による																									
□: 「対象施設位置図」*	_____																									
□: 「設備フロー(系統)図」*	_____																									
■: 「機器配置図」*	_____																									
■: 「設備(機器)リスト」	「排水施設等管理業務要領(日勤管理業務)」による																									
□: 「機器図」*	_____																									
□: 「工程表」	_____																									
□: 「保安規程」	_____																									
□: 執務環境測定業務リスト	_____																									
□: 「支給材料 リスト」	_____																									
□: 「廃棄物保管、集積場所位置図」	_____																									

15)	その他特記	<p>1. 業務詳細 本業務委託の詳細は次のとおりとし、別紙「排水施設等管理業務要領」(以下「管理業務要領」)、及び関係法令、規則等を遵守するとともに業務の遂行には、細心の注意を図ること。さらに気象災害及び地震災害への対応については、「委託者地域防災計画」「委託者水防計画」及び「千葉県水防計画」などに基づいた、委託者の指示があった場合、状況に応じて迅速に対応するものとする。</p> <p>(1)大和田ポンプ場巡視業務(毎日) (2)除塵機未設置排水機場及び水門や水位計(防護管)に付着・堆積する、しきりの清掃・除去業務 (3)排水施設等の機器類異常発生時における原因究明、応急処置及び関係者への連絡業務 (4)非常時の緊急対応、出動体制による協力業務 (5)その他、添付「排水施設等管理業務要領(日勤管理業務)」による業務</p> <p>2. 提出書類 (1)業務着手前の提出書類は以下のとおり。 ①業務計画書(業務実施体制、実施工程、業務従事者名簿(経歴記載)、緊急連絡網含む) ②責任者選任届 ③運転免許等の取得資格の写し ④その他、業務上で委託者が必要とする書類</p> <p>(2)「排水施設管理業務要領」[3. 報告書等]に定める提出書類。</p> <p>3. 連絡先 非常時等の連絡先は、「管理業務要領」に定める。</p> <p>4. 業務員詳細 受託者は、業務を履行するため下記に掲げる人員を選任するものとする。 (1)業務の実施は、責任者と技能員(以下、業務員という。)により行うものとし、その資質は次の基準によるものとする。 ①責任者:本仕様書に基づき排水施設の運転操作・監視等について必要とされる技術を有し、この業務を行える者。 ②技能員:責任者の下で排水施設の運転操作・監視等の業務について必要とされる技能を伴った補佐的業務が行える者。</p> <p>(2)業務員の選任は、本仕様書に基づき業務を適確且つ安全に遂行できる事を条件とする。 (3)受託者は、国内の下水道処理場またはポンプ場に5年以上の運転業務実務経験を有する者を1名以上配置しなければならない。</p>
-----	-------	--

	<p>5. 業務員の届出及び取消</p> <p>(1)受託者は、責任者とその他の技能員を定め、書面により、その氏名を委託者に通知しなければならない。また、変更した場合も同様とする。</p> <p>(2)委託者は、受託者の業務員が業務の履行上著しく不適格と明らかに認められるものがあつた場合は、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受託者は、速やかに業務に支障のないよう必要な措置をとること。</p> <p>6. 非常時の体制</p> <p>受託者は、気象情報等により大雨洪水が予想される場合、地震、津波が発生した場合、また排水施設等に重大な支障を生じた場合、直ちに委託者に連絡すること。</p> <p>7. 緊急措置</p> <p>受託者は、業務中、排水施設等に支障が生じた場合、現場にて対応措置可能なものについては、適切に措置をするものとする。</p> <p>また、緊急を要する場合は応急措置を行うとともに直ちに委託者に連絡すること。</p> <p>8. 建築物・電気設備・建築機械設備の点検</p> <p>排水機場等の各建築物・電気設備・建築機械設備の日常点検は、ポンプ設備の正常動作に係わる部分を指すものとし、目視による確認とする。またポンプ等の異常発生時は、これらも原因調査の範囲に含むものとし、故障等発見時には直ちに委託者に報告すること。</p> <p>10. 他の緊急業務</p> <p>受託者は、業務中、警察・消防・市川市役所守衛室等の関係各所より緊急措置の依頼があつた場合は、業務に著しく支障をきたす場合を除き、この措置にあたること。</p> <p>なお、内容については、委託者に遅滞なく報告すること。</p> <p>11. 貸与品</p> <p>委託者は、受託者に排水施設等の運転監視に必要な機械器具(運転監視装置、気象情報監視装置、しき類除去等の専用器具等)を貸与するものとする。</p> <p>12. 作業用車両</p> <p>巡視等に用いる車両、及び燃料等その維持に係わる費用は全て受託者の負担とする。ただし、春木川排水機場内の駐車スペースについては無償利用可能とする。</p> <p>13. 光熱水費</p> <p>業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の光熱水費使用に係る費用は委託者が負担するものとする。ただし、受託者は適正使用を守り、節約に努めること。</p> <p>14. 契約の解除</p> <p>(1)委託者は、受託者の責により、以下の事態を引き起こした場合、契約を解除することができる。</p> <p>①施設の機能に重大な影響を及ぼす施設・機器等の破損。</p> <p>②その他第三者に対し、多大な損害を与えた場合。</p> <p>③業務の継続が困難であると委託者が認めた場合。</p> <p>15. 賠償責任</p> <p>(1)受託者の責により、14、契約の解除(1)の事態を引き起こした場合は、受託者の負担により委託者が指定した期間内に損害の賠償、補償、改修、その他必要な処置を講じなければならない。</p> <p>16. 小破修繕</p> <p>(1)受託者は、日常点検において発見した不具合箇所、または故障の発生した箇所の内、汎用工具や支給部品等を用いて現場にて作業が可能なものについては、委託者へ報告の上、速やかに措置を講じること。</p> <p>(2)受託者は、少額(月3万円程度をいう。)で購入可能な消耗品、部品交換については、原則その費用を負担するものとし、交換後、交換品リストを提出すること。</p> <p>(3)受託者は、修繕実施の有無にかかわらず、毎月書面により実績(日時、費用及び内容等)を報告すること。</p> <p>17. 草刈り</p> <p>受託者は、委託者と協議のうえ決定した箇所について、草刈りを行うものとする。</p> <p>また、詳細については、「排水施設等日勤管理業務委託(草刈り)特記仕様書」によるものとする。</p>
--	---

	<p>18. 給油立会い 受託者は、巡視点検において燃料貯槽の残量を確認するとともに、補給の必要性が見込まれる場合には、事前に委託者へ報告を行うこと。また、燃料手配は委託者が行い、その補給は受託者が立ち会いを行うこと。</p> <p>19. しさ運搬 受託者は、草刈りにおいて発生したしさをトラック等を用いて委託者が指定する場所（主として秣川排水機場、または高谷川排水機場）まで運搬を行い、設置するコンテナ等の容器へ移し替えること。また、容器が一杯となった場合には、委託者へ報告を行うこと。</p> <p>20. 留意事項 本委託における留意事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)受託者は、本委託の履行中、近隣住民の生活環境に十分留意すること。 (2)受託者は、業務場所周辺を定期的に清掃するとともに、不要な物品等を整理整頓し、清潔に努めなければならない。 (3)受託者は、施設の火災を未然に防止するため、火気の正確な取り扱い及び後始末を徹底し、火災の防止に努めること。 (4)保守点検や簡易故障修理に用いる工具類及び測定器具類は受託者が備えること。 (5)受託者は、現場における設備機器、工具備品等の盗難及び業務場所への不審者の侵入を防止するために、施錠を励行し、異状を発見した場合には、直ちに監督職員へ通報すること。 (6)受託者は、自らの責に帰すべき理由により、委託者の施設及び器物を損壊、または汚損した場合には、相当する損害賠償の責務を負うものとする。 (7)受託者は、従事者に対し、清潔で作業に安全な服装を用意するとともに、受託者の従事者であることを明示する社員証等を着用させること。 (8)受託者は、業務の履行にあたり常に創意工夫を心掛け、効率的に実施するように努めなければならない。 (9)受託者は、業務を積極的かつ円滑に履行するため、委託者に対して作業効率や安全性等の向上を目的とした提案を書面により行うことができる。 (10)巡視点検等において異常を発見した場合は、直ちに応急処置を行い、その経過を委託者へ報告しなければならない。ただし、受託者において対処できない場合は、委託者に連絡し双方協議の上、対処すること。 (11)次の経費は、原則、受託者の負担とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①作業服 ②安全対策器具類(ヘルメット、保護メガネ、マスク等) ③事務用消耗品 ④パソコン、机、ロッカー等の備品 ⑤点検整備に必要な工具、測定機器 ⑥受託者の内部連絡に用いる電話及びその他情報通信設備等の機器 ⑦前号の機器に係る設備費及び使用料 ⑧安全教育、安全衛生管理費に要する費用 ⑨油脂類及び同注入器類 <p>(12)受託者は、春木川排水機場の控室等を契約期間中、無償で使用できるものとする。 (13)受託者は、計画書や報告書等、複数頁の書面を委託者に提出する際には、両面印刷によって、極力、用紙枚数を削減すること。 (14)施設に設置してあるしさカゴが一杯になった時は、市職員へ回収を依頼すること。また、仮設・中継ピット内のしさを回収した際は、市職員が指示する場所まで運搬を行うこと。 (15)次年度等、受託者が変更となる場合、次の受託者へ引継ぎを行い、引継ぎ後も次の受託者や施設管理者等からの問い合わせに対して誠実に対応すること。 (16)管理業務の詳細については「管理業務要領」によるものとし、個別仕様書及び「管理業務要領」に明記されていない事項並びに疑義を生じた場合は、委託者と受託者がその都度協議のうえ、対応を決定する。</p>
--	--

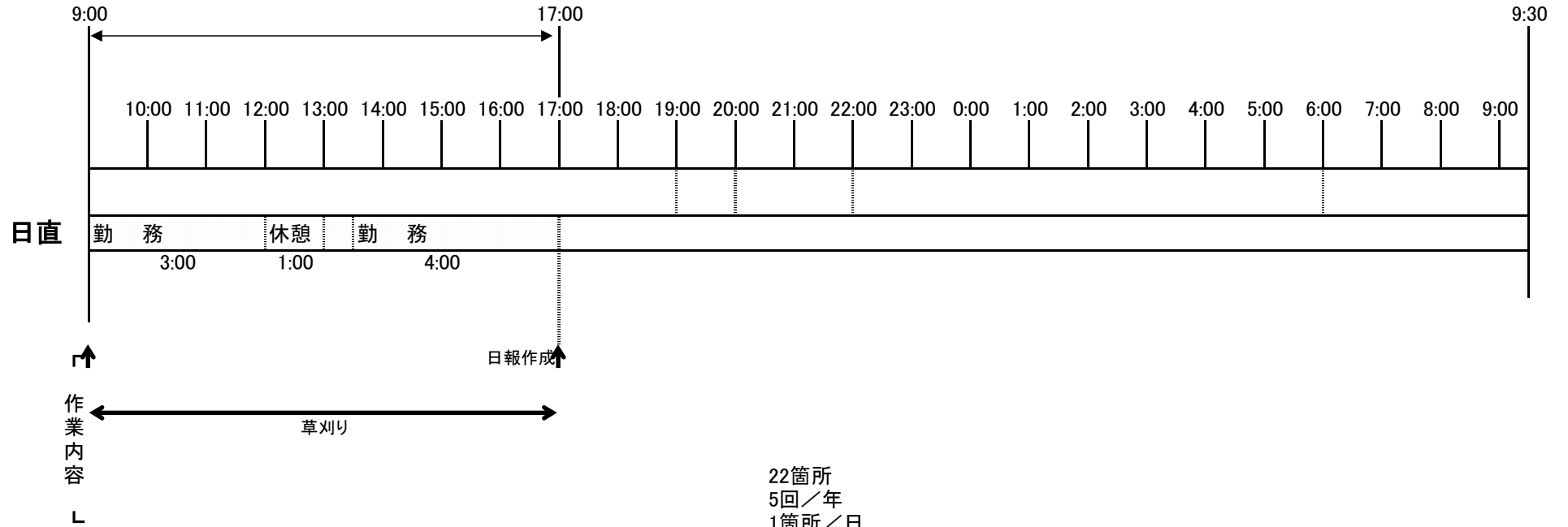
排水施設等日勤管理業務委託業務時間表 (平日日勤)



	日勤勤務
拘束時間	8.0H
勤務時間	7.0H
宿直時間	—
休憩時間	1.0H

業務責任者 : 1名
業務担当者 : 4名程度

排水施設等日勤管理業務委託業務時間表 (平日日勤:草刈り)



	日勤勤務
拘束時間	8.0H
勤務時間	7.0H
宿直時間	—
休憩時間	1.0H

業務担当者 : 2名

市川市建築保全業務委託共通仕様書

(令和5年版)

1 目的等

- (1) 市川市建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する建築保全業務委託に係わる委託契約書及び契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 建築保全業務委託に関する一般的事項等は、国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書（令和5年11月8日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に読み替えるものとする。なお、前項で読み替えた字句等は、その後も適用するものとする。

建築保全業務委託共通仕様書（国土交通省制定）		読み換える字句等
1.1.1 適用 (b)	受注者	受託者
1.1.1 適用 (e) (4)	特記	個別
1.1.2 用語の定義 (2)	施設管理担当者	監督職員
1.1.2 用語の定義 (2)	発注者	委託者
1.1.2 用語の定義 (16)	業務の終了の確認	業務の完了の確認

2 業務委託の検査

受託者は、市川市委託契約等の検査に関する要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

3 個別仕様書

建築保全業務委託に関し特に定めるべき事項は、個別仕様書に明記するものとする。

排水施設等管理業務要領
(日勤管理業務)

令和8年度

市川市

下水道部河川・下水道管理課

排水施設等管理業務要領（日勤管理業務） （目次）

1	排水施設等一覽	
1-1	排水施設等一覽	P1～2
1-2	排水機場一覽表	P3～4
1-3	仮設・中継ポンプ等一覽表	P5～7
1-4	水門・樋門・樋管一覽表	P8～10
2	排水施設等管理業務要領	
2-1	排水施設等管理業務要領（総則）	P11
2-2	排水施設等管理業務詳細	P12～14
2-3	運転管理指針	
2-3-1	地震・津波等発生時の対応	P15
2-3-2	出動体制表（緊急連絡網）	P16
3	報告書等（日誌、記録、報告書等）	
3-1	排水施設等管理業務委託実施報告書	P17
3-2	清掃業務用紙フォーマット（共通）	P18～19
3-3	排水機場定期点検表様式	P20
3-4	大和田ポンプ場月次点検表様式	P21～22
3-5	仮設・中継ポンプ定期点検表様式	P23～24
3-6	水門点検表様式	P25～27
3-7	樋管点検様式	P28
3-8	点検・修理・不具合報告書	P29
3-9	完了届	P30
3-10	業務完了報告書	P31

1-1 排水施設等一覧

○ 排水機場

県排水機場	8 機場	
市排水機場	23 機場	計 31 機場

○ 仮設・中継ポンプ等（調整池を含む）

市施設		計 79 箇所
-----	--	---------

○ 水門・樋門・樋管等

水門	県施設	14 箇所	
	市施設	29 箇所	
樋門・樋管	県施設	3 箇所	
樋門・樋管	市施設	17 箇所	
陸閘	県施設	1 箇所	計 64 箇所
			合 計 174 箇所

※各施設への案内図、詳細地図等は真間川排水機場に常備

北部											
市所管					県所管					計	
排水機場	仮設・中継ポンプ	調整池	水門	樋門	排水機場	仮設・中継ポンプ	水門	樋門	陸閘		
7	45		4	11	11	1	0	1	0	0	80

旧江戸(南部)											
市所管					県所管					計	
排水機場	仮設・中継ポンプ	ゲートポンプ	水門	樋門	排水機場	仮設・中継ポンプ	水門	樋門	陸閘		
9	13		1	9	3	1	0	6	2	0	44

海岸(南部)											
市所管					県所管					計	
排水機場	仮設・中継ポンプ	調整池・ゲートポンプ	水門	樋門	排水機場	仮設・中継ポンプ	水門	樋門	陸閘		
7	16		0	8	4	6	0	7	1	1	50

計 174

1-2 排水機場一覽表

地域	番号	機 場 名 所 在 地	所管	ポンプ 台 数	吐 出 量 合計(m ³ /分)	遠方制御 有無	除塵機 有無	備 考
北 部 地 域	1	春木川排水機場 東国分1-1-1	県	2台	300.0	※無	有 2台	北部地域遠方監視 制御装置 親局設置
	2	北方ポンプ場 北方2-37-5	市	2台	227.4	有	有 2台	
	3	本北方排水機場 北方町4-1206-4	市	2台	50.0	有	有 2台	
	4	須和田排水機場 須和田1-8-10	市	2台	100.0	※有	有 2台	遠方監視制御装置は 1号機に設置
	5	宮久保排水機場 宮久保1-6-4	市	2台	60.0	有	有 2台	
	6	美里苑排水機場 東菅野4-27-11	市	2台	59.8	有	有 3台	
	7	京成本線横断部排水 施設 八幡5-8	市	4台	0.114	無 監視装置設置	無	都市計画道路3・4・18号線の 京成本線横断部に設置
	8	八幡排水機場 八幡6-20-18	市	2台	38.8	有	有 2台	
旧 江 戸 川 地 域 (南 部)	9	秣川排水機場 大和田2-18-1	県	4台	1380.0	有	有 9台	
	10	河原ポンプ場 下新宿1-34	市	3台	123.5	有	有 1台	
	11	本行徳ポンプ場 本行徳26-15	市	3台	270.0	有	有 3台	
	12	押切ポンプ場 押切5-2	市	3台	229.0	有	有 3台	
	13	香取ポンプ場 香取1-8-1	市	4台	115.7	有	有 1台	
	14	欠真間ポンプ場 相之川1-1-1	市	4台	248.0	有	有 4台	
	15	相之川第一ポンプ場 相之川1-7-16	市	3台	46.0	有	有 1台	
	16	相之川第二ポンプ場 広尾2-1-6	市	3台	80.4	有	有 1台	
	17	新井ポンプ場 広尾2-9-17	市	5台	498.2	有	有 4台	
	18	大和田ポンプ場 大和田2-22-27	市	4台	1177.2	有	有 4台	真間川より単独操作

地域	番号	機 場 名 所 在 地	所管	ポンプ 台 数	吐 出 量 合 計(m ³ /分)	遠方制御 有無	除塵機 有無	備 考
海 岸 地 域 (南 部)	19	真間川排水機場 原木2489-1	県	4台	3000.0	※有	有 8台	旧江戸川・海岸地域 親局
	20	中江川排水機場 加藤新田211	県	2台	360.0	有	無	
	21	湊排水機場 新浜2-1-19	県	3台	630.0	有	有 3台	
	22	高谷川排水機場 高谷1028	県	2台	720.0	無	有	
	23	北原木橋排水機場 原木1丁目地先	県	2台	33.9	有	有 1台	
	24	原木第一排水機場 高谷2015	市	4台	236.0	有	有 3台	
	25	原木第二排水機場 原木3-10-14	市	3台	193.2	有	有 2台	真間川より単独操作
	26	原木第三排水機場 原木2130-4	市	2台	103.5	有	有 2台	
	27	二俣排水機場 二俣717	市	2台	95.0	有	有 2台	
	28	鬼高排水機場 鬼高2-13-17	市	2台	41.0	※有	無	遠方監視制御装置 は1号機に設置
	29	妙典ポンプ場 妙典5-23-1	市	5台	597.0	有	有 5台	
	30	本郷排水機場 原木3-1-1	市	2台	90.0	無	有 4台	
31	猫実排水機場 浦安市北栄4-1-1	県	2台	600.0	無	有 1台	市川・浦安両市 で分割管理	

内訳 県機場 8機場
市機場 23機場

※遠方制御監視装置の親局設置機場
北部地域 → 春木川排水機場
旧江戸川・海岸地域 → 真間川排水機場

1-3 仮設・中継ポンプ等一覧表

(仮設・中継ポンプ)

1/3

番号	名称	設置場所	口径 (mm)	吐出量 (m ³ /min)	地域	放流先
1	大町中継第1	大町430	φ150	3.5	北部	中継 (松戸市・春木川)
			φ150	3.5		
			φ150	3.15		
			φ150	3.15		
2	大町中継第2	大町76	φ150	3.0	"	"
			φ150	3.0		
3	大町中継第3	大町1-8	φ150	3.0	"	"
4	中国分中継	中国分4-9	φ150	2.5	"	中継(国分川)
			φ150	2.5		
5	春木川仮設第3	東国分2-7	φ125	2.0	"	春木川
6	春木川仮設第4	曾谷6-3	φ200	3.5	"	"
7	春木川仮設第5	宮久保1-27	φ125	2.0	"	"
8	春木川仮設第6	曾谷7-30	φ300	7.8	"	"
9	春木川仮設第7	曾谷6-12	φ150	2.5	"	"
10	春木川仮設第8	曾谷6-4	φ200	3.5	"	"
11	春木川仮設第9	曾谷7-10	φ200	3.5	"	"
12	春木川仮設第10	曾谷6-20	φ200	3.5	"	"
13	春木川仮設第11	東国分2-13	φ200	5.0	"	"
14	春木川仮設第12	東国分1-21	φ150	3.8	"	"
			φ150	3.8		
15	春木川仮設第13	東国分1-1634-6	φ200	5.0	"	"
16	国分川仮設第1	国分1-21	φ250	7.0	"	国分川
17	国分川仮設第2	宮久保1-25	φ200	3.5	"	"
18	国分川仮設第3	宮久保1-25	φ200	3.5	"	"
19	大柏川仮設第7	南大野2-1	φ300	12.5	"	大柏川
			φ300	12.5		
20	大柏川仮設第8	南大野2-2	φ250	7.4	"	"
21	大柏川仮設第9	南大野1-2	φ200	5.3	"	"
22	大柏川仮設第10	南大野3-3	φ200	5.5	"	"
23	大柏川仮設第13	奉免町83	φ200	5.0	"	"
24	大柏川仮設第14	奉免町175	φ200	5.0	"	"
25	派川大柏川仮設第1	宮久保3-11	φ125	2.0	"	派川大柏川
26	派川大柏川仮設第2	宮久保3-13	φ150	3.3	"	"
27	派川大柏川仮設第3	宮久保5-2	φ100	2.5	"	"
28	派川大柏川仮設第4	宮久保5-3	φ100	2.5	"	"
29	派川大柏川仮設第5	宮久保3-5	φ100	2.0	"	"
30	美里苑中継	東菅野4-4	φ250	8.7	"	"
			φ250	8.7		
31	東菅野マンホールポンプ	東菅野5-6-13	φ200	4.5	"	東菅野調整池
			φ200	4.5		
32	真間川仮設第1	須和田2-6	φ150	3.3	"	真間川
33	真間川仮設第2	須和田2-13	φ100	2.5	"	"
34	真間川仮設第3	須和田2-1	φ125	2.0	"	"
35	真間川仮設第4	宮久保3-1	φ100	1.5	"	"
36	真間川仮設第5	宮久保1-24	φ300	24.0	"	"
37	真間川仮設第6	八幡6-10	φ200	5.0	"	"

番号	名称	設置場所	口径 (mm)	吐出量 (m ³ /min)	地域	放流先
38	真間川仮設第8	須和田2-5	φ150	3.5	北部	真間川
39	真間川仮設第9	宮久保3-1	φ100	1.5	〃	〃
40	真間川仮設第10	宮久保1-2	φ150	3.5	〃	〃
41	八幡6丁目仮設第1	八幡6-21	φ125	2.0	〃	〃
42	曾谷用水仮設	宮久保1-31	φ200	3.5	〃	曾谷用水
43	曾谷用水仮設2	宮久保1-28	φ150	2.4	〃	〃
44	曾谷用水仮設3	曾谷6-3	φ100	1.8	〃	〃
			φ100	1.8	〃	
45	大野町3丁目中継	大野町3-1857	φ80	0.3	〃	中継 (大野第一排水区)
			φ80	0.3		
46	香取マンホールポンプ	香取1-5	φ250	3.72	旧江戸川	旧江戸川
			φ250	3.72		
47	新井中継第1	新井1-22	φ150	3.5	〃	中継 (旧江戸川)
			φ150	3.5		
48	新井中継第2	新井1-12	φ150	3.2	〃	〃
49	相之川中継第3	相之川1-3	φ200	5.0	〃	〃
			φ100	1.4		
			φ100	1.8		
50	河原中継第1	河原16-11	φ150	3.0	〃	中継 (江戸川)
			φ150	3.0		
			φ80	1.1		
			φ80	1.1		
51	河原中継第2	妙典1-15	φ150	3.0	〃	〃
			φ150	3.0		
52	河原中継第3	妙典1-16	φ200	4.3	〃	〃
			φ250	4.3		
53	大洲中継	大洲3-6	φ150	2.56	〃	〃
			φ150	2.56		
54	大洲中継第2	大洲2-10	φ200	4.0	〃	中継(秣川)
			φ200	4.0		
55	市川南中継	市川南4-1	φ200	5.5	〃	〃
			φ200	5.5		
56	新田4丁目中継	新田4-17	φ200	3.8	〃	〃
			φ200	3.8		
57	新田2丁目中継	新田2-33	φ150	2.6	〃	〃
			φ150	2.6		
58	南八幡3丁目中継	南八幡3-14	φ250	5.5	〃	〃
			φ250	5.5		

番号	名称	設置場所	口径 (mm)	吐出量 (m ³ /min)	地域	放流先
59	真間川仮設第7	鬼越2-16	φ150	3.5	海岸	真間川
			φ150	3.5		
60	原木地下道	原木1-6	φ100	1.0	"	中継(真間川)
			φ100	1.0		
			φ250	8.0		
61	二俣地下道	二俣717	φ80	0.4	"	中継(東京湾)
			φ80	0.4		
62	行徳駅前中継	行徳駅前4-27	φ150	2.5	"	"
			φ150	2.5		
63	田尻1丁目仮設	田尻3-9	φ80	0.8	"	高谷川
64	鬼高中継	鬼高2-21	φ125	2.4	"	中継(高谷川)
65	原木中継第1	原木1-12	φ300	15.0	"	真間川
			φ300	15.0		
66	原木中継第2	原木1-6	φ150	3.0	"	"
			φ150	3.0		
67	原木中継第3	原木3-1	φ300	10.0	"	"
			φ300	10.0		
68	原木1丁目仮設	原木1-25	φ250	7.2	"	"
			φ250	7.2		
69	二俣仮設	二俣768-2	φ300	10.0	"	二俣川
			φ300	10.0		
70	北原木中継	原木1-2	φ300	7.0	"	真間川
			φ300	7.0		
71	鬼越仮設	鬼越2-4	φ300	11.5	"	"
			φ300	11.5		
72	原木2丁目中継	原木2-4	φ250	6.0	"	原木2-11先水路
			φ250	6.0		
73	田尻4丁目 マンホールポンプ	田尻4-8~9地先	φ150	2.11	"	田尻4-16先水路
			φ150	2.11		
74	中江川暫定ポンプ	加藤新田211	φ300	(37kW)	"	市川水路

(調整池)

番号	名称	設置場所	口径 (mm)	吐出量 (m ³ /min)	地域	放流先
75	大町調整池	大町588	φ200	3.9	北部	中継 (松戸市・春木川)
			φ200	3.9		
76	柏井調整池	北方町4-2140	φ100	1.4	"	大柏川
77	堀之内調整池	堀之内5-20	水門		"	"
78	加藤新田調整池	加藤新田202-1	φ200	9.0	"	中継(東京湾)

(ゲートポンプ)

番号	名称	設置場所	口径 (mm)	吐出量 (m ³ /min)	地域	放流先
79	市川排水樋管ポンプ	市川南5-4	φ500	21.0	旧 江戸川	中継(江戸川)
			φ500	21.0		

1-4 水門・樋門・樋管一覧表

(水門・樋門・樋管)

1/3

番号	水門・樋管・樋門等	管理	住所・地番	場所・目標物等	地域	放流先
1	春木川水門	県	東国分1-1	市川昴高校前	北部	春木川
2	国分樋管	市	国分1-9	市川昴高校前	〃	国分川
3	中国分第1樋管	市	国分7-6	関下橋上流	〃	〃
4	北国分第2樋管	市	国分7-11	市営稻越サッカー場前	〃	〃
5	北方内水門	市	北方2-829-9	北方ポンプ場	〃	大柏川
6	八幡内水門	市	八幡6-877	八幡排水機場	〃	〃
7	八幡外水門			排水機場外大柏川内		
8	本北方内水門	市	北方町4-1206	本北方排水機場	〃	〃
9	本北方外水門			排水機場前		
10	北方第2樋管	市	北方町4-1398	つり具キャスティング前	〃	〃
11	南大野1号樋門	市	南大野1-44	セブンイレブン 市川大野店前	〃	〃
12	南大野3号樋門	市	南大野3-1	倉澤橋上流	〃	〃
13	大野西第1樋管	市	南大野1-47	古里橋下流	〃	〃
14	柏井南第1樋門	市	北方町4-1439	貝之花橋下流	〃	〃
15	美里苑内水門	市	東菅野4-891	美里苑排水機場	〃	派川大柏川
16	美里苑外水門			美里苑排水機場前		
17	須和田内水門	市	須和田1-73-5	東京歯科大市川病院 付近ミキコーポ前	〃	真間川
18	須和田外水門					
19	宮久保内水門	市	宮久保1-178	菅野終末処理場前	〃	〃
20	宮久保外水門					
21	宮久保樋管	市	宮久保1-3	昭和学院創立記念館前	〃	〃
22	宮下橋樋管	市	宮久保3-5	宮下橋下流	〃	〃
23	北方樋管	市	北方町4-1444	川端橋上流	〃	〃

番号	水門・樋管・樋門等	管理	住所・地番	場所・目標物等	地域	放流先
1	河原第1水門	県	河原番外地	河原排水機場	旧江戸川	旧江戸川
2	河原第2水門	県				
3	本行徳内水門	市	本行徳180	本行徳排水機場	"	"
4	本行徳外水門	県				
5	押切内水門(第2)	市	押切14	押切排水機場	"	"
6	押切内々水門(第1)	市				
7	押切外水門	県				
8	香取水門	市	香取1-8	香取交番前	"	"
9	欠真間内水門	市	相之川1-1	欠真間排水機場	"	"
10	欠真間3号水門	県				
11	相之川第2内水門	市	広尾2-1381-8	相之川第2排水機場	"	"
12	相之川外樋管	市				
13	新井内水門	市	島尻1番地	新井排水機場	"	"
14	新井外水門	県				
15	秣川裏樋門	県	大和田2-18-1	秣川排水機場	"	江戸川放水路
16	秣川表樋門	県				
17	市川樋管外水門 (ゲートポンプ有)	市	市川南5-4	市川樋管ゲートポンプ先	"	"
18	市川樋管内水門	市	市川南5-4	市川樋管	"	"
19	大和田内樋管	市	大和田2-22	大和田ポンプ場	"	"
20	大和田外樋管	市		大和田ポンプ場前	"	"

番号	水門・樋管・樋門等	管理	住所・地番	場所・目標物等	地域	放流先
1	原木第2内水門	市	原木3-1496-2	原木ふれあい 歩道橋付近	海岸	真間川
2	原木第2外水門					
3	原木第3内水門					
4	真間川水門	県	原木2492	原木公園前	〃	東京湾
5	原木内水門	市	原木2481	原木第一排水機場	〃	〃
6	原木外水門	県				
7	二俣2号水門	県	二俣753	京葉線二俣新町駅付近	〃	〃
8	高谷川水門	県	高谷1028	高谷出張所付近	〃	〃
9	中江川水門	県	加藤新田211	中江川排水機場	〃	〃
10	湊水門	県	新浜3丁目	千鳥橋前	〃	〃
11	猫実1号水門	県	塩浜4-2	塩浜幼稚園前	〃	〃
12	丸浜1号水門	市	南行徳4-2	東京電力葛南変電所前	〃	〃
13	丸浜2号水門	市				
14	塩浜水門	市	塩浜3-27	塩浜第2公園前	〃	〃
15	高谷樋門	県	高谷新町10	市川共同防災センター前	〃	〃
16	塩浜樋管	市	塩浜4-2		〃	〃
17	二俣新町排水樋管	市	二俣新町15	衛生処理場前	〃	〃
18	高谷排水樋管	市	高谷1360-2	市川南高校付近	〃	高谷川
19	妙典樋管	市	妙典5-24	妙典排水機場奥	〃	江戸川放水路
20	塩焼陸閘	県	本行徳	湾岸道路高浜交差点	〃	——
21	本郷水門	市	原木687	本郷排水機場	〃	真間川

2-1 排水施設等管理業務要領（日勤管理業務）

（総 則）

1. 運転管理業務（各排水施設等）

本要領に従い各排水施設の運転操作等の管理業務を行うものとする。

(1) 各排水施設異常時の対応

各排水施設において故障等が発生したことの報告を市職員より受けた場合、速やかに現地向かい現場状況と原因を調査し適切な処置をするものとし、状況を受託者責任者より連絡し、指示を仰ぐものとする。

（排水施設等故障記録表参照） P15

(2) 気象変化への対応

大雨、洪水、雷、台風、地震、津波等の情報収集に努め、状況により市職員に連絡し指示を仰ぐものとする。

○地震及び津波、高潮時の対応

- ・地震発生による情報収集及び巡視目視点検
- ・津波警報等の発令による情報収集及び水門等の閉鎖

（地震、津波等発生時の対応参照） P12

(3) 清掃業務

整理整頓及び清掃を適時行い、排水施設一覧に記載の排水機場及びポンプ場を清潔に保つこと。

（清掃業務チェックリスト参照） P15

(4) 巡視業務

勤務日は巡視を行い所定の記録用紙に記入し、市職員に速やかに提出すること。ただし、降雨等の状況により緊急対応業務が優先する場合は省略することが出来る。

(5) 報告書及び記録

以下に示す、日誌・記録表・報告書等を適切に作成し、遅延なく（原則として翌日）提出をすること。

・排水施設等管理業務委託実施報告書	(3-1)	毎月作成
・清掃業務チェックリスト	(3-2)	毎月作成
・排水機場定期点検表	(3-3)	毎月作成
・大和田ポンプ場点検月報	(3-4)	毎月作成
・仮設・中継ポンプ定期点検表	(3-5)	毎月作成
・水門点検表	(3-6)	毎月作成
・故障・修理・不具合報告書	(3-7)	その都度作成
・完了届	(3-8)	業務完了時作成
・業務完了報告書	(3-9)	毎月作成
・その他市職員の指示する記録等		その都度作成

2-2 排水施設等管理業務詳細 (日勤管理業務)

市川市の排水施設の現況は、国道 14 号線を境に南北に区分し、北部地域は、緩やかな傾斜を保った地形のため、日常は自然排水が主体である。

南部地域は、低地で平坦な地形のため、ポンプによる強制排水を実施している。

年々、排水施設の充実が図られ、一部の排水機場を除き自動運転化されており、真間川排水機場に設置されている集中監視制御装置により市職員（但し、休日・夜間は別途受託者）が監視を行い（北部系については受託者が春木川排水機場において監視が可能）、機器の故障・現場の状況等突発的な異常が発生した場合は、状況を把握し、常に排水施設等が正常な働きをするよう維持管理を行う。

◎平常時

1. 排水機場スクリーン及び水門や水路内水位計（防護管）に付着・堆積するしき類の除去

2. 業務内容

➤ 巡視

- ・各施設内外の安全確認
- ・各スイッチ類の定位位置の確認
- ・各施設の蓄電池のバッテリー液残量の確認
- ・状態表示等の異常の有無
- ・内水および外水の確認
- ・スクリーン等のしき類の掻き取り及び収集作業
- ・排水機場ピット内の堆積物、付着物等の確認及び除去（仮設中継ポンプピット等）
- ・遠方監視制御装置（北部地域）による各機場の故障等の有無（春木川排水機場）
- ・調整池内の水位の確認及びポンプ運転の実施

➤ 点検

	排水機場及び ポンプ場	仮設・中継ポンプ	水門・樋門・樋管 等
定期点検頻度	1回/月	1回/月	1回/月
動作確認	○	○	○
外観の点検	○	○	○
燃料の確認	○		
オイル等の確認	○		
運転状況の確認		○	
ポンプピット周辺の点検		○	
制御盤の点検（外観）		○	
エンジンの確認	2回/月		

※真間川水門・市川樋管・河原第1水門に関しては津波警報等発令に伴い直ちに閉鎖し、津波注意報等の場合には真間川排水機場の外水位を監視し状況により閉鎖する。

○市水門等（29箇所）

常時開放中の水門等

（22箇所）

本北方水門(内外)・北方水門(内)・北方第2樋管・美里苑水門(内外)・須和田水門(内外)・宮下橋樋管・宮久保水門(内外)・八幡水門(内外)・国分樋管・宮久保樋管・南大野1号樋門・南大野3号樋門・大野西樋管・柏井南樋門・中国分樋管・北国分第2樋管・市川樋管・押切第1水門(内)・相之川樋管・大和田樋管(内外)

※ 部分は真間川水門閉鎖により逆流が防げる。

常時閉鎖中の水門等

（6箇所）

本行徳水門(内)・香取水門(外)・欠真間水門(内)・相之川水門(内)・押切第2水門(内)・新井水門(内)

4. 市川樋管ゲートポンプの運転確認

篠崎水門の開閉状況及び江戸川上流の状況(降雨等)により河川水位の上昇の恐れがある場合、ゲートポンプが自動運転する。

5. 各排水施設の状況確認及び監視継続

市職員の指示に従い、各排水施設の機能維持の確認を行う。

2-3-1 地震、津波等発生時の対応

1. 地震発生時： 出動体制及び緊急連絡は出動体制表（P13）によるものとする

震 度	体 制	対 応
震度 3 以下	受託者	・ 地震情報等により情報収集 ・ 翌日の日勤者（翌日が平日の場合は、市職員）により各排水施設巡視
	市川市	・ 地震情報等により情報収集 ・ 状況により第 1 次体制確立
震度 4	受託者	・ 地震情報等により情報収集（状況により巡視） ・ 市職員に報告し指示を仰ぐ
	市川市	・ 速やかに第 2 次体制を確立し、各排水施設の巡視及び点検
震度 5 以上	受託者	・ 地震情報等により情報収集（状況により巡視） ・ 市職員に報告し指示を仰ぐ
	市川市	・ 第 4 次（全職員）体制を確立し、直ちに各排水施設の巡視及び点検

※震度は市川市八幡、江戸川区鹿骨のいずれかの震度とする。

2. 津波及び高潮発生予測時： 出動体制及び緊急連絡は出動体制表（P19）によるものとする

注意報・警報等	体 制	対 応
津波注意報発令 高潮注意報発令	受託者	・ 警報発令に備え気象情報等により情報収集 ・ 真間川水位観測（30分毎、注意報解除まで） ・ 市職員に報告し指示を仰ぐ
	市川市	・ 状況により第 1 次体制確立 ・ 関係機関との連絡体制を整える（危機管理担当・消防局等） ・ 真間川水門、排水機場作動確認を実施する
津波警報発令 高潮警報発令	受託者	・ 気象情報等により情報収集。 ・ 真間川水位観測（30分毎、警報注意報解除まで） ・ 真間川水門を閉鎖し、ポンプ運転に備える ・ 市職員に報告し指示を仰ぐ
	市川市	・ 第 4 次（全職員）体制を確立、関係各水門、樋管等の閉鎖 ・ 関係機関との連絡を密にする（危機管理担当・消防局等）

※注意報、警報の対象範囲は市川市、浦安市、船橋市、江戸川区の東京湾に接する箇所とする。

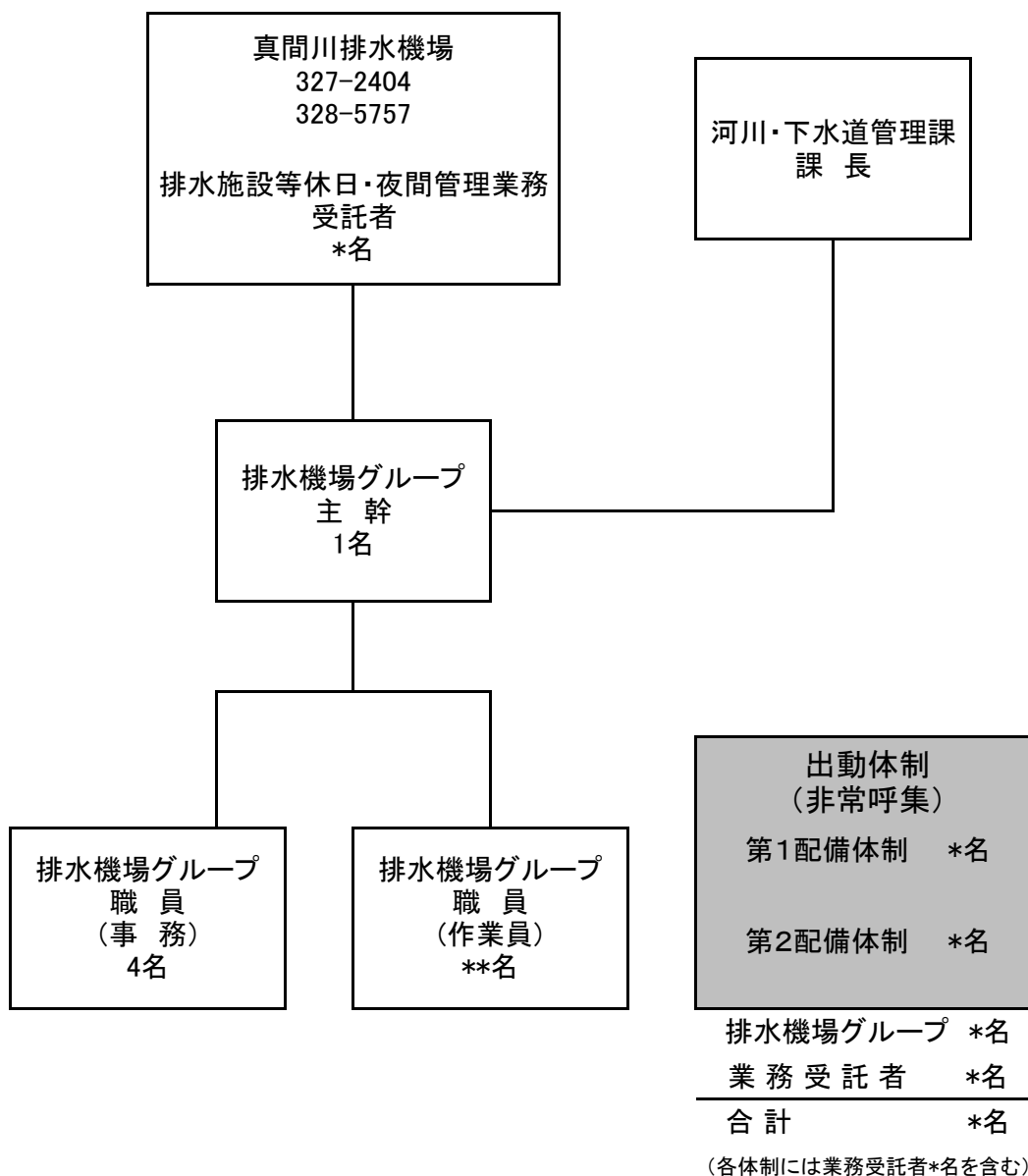
※塩焼陸閘は市道0109号（ガーデナ通り）と国道357号（東京湾岸道路）の交差する高浜交差点に位置するが、津波や高潮による浸水防止のために塩焼陸閘を閉鎖する際は、閉鎖により一般の通行車両が立ち往生しないよう、閉鎖前にあらかじめ次のとおり車両を誘導すること。

【1】ガーデナ通りから国道357号へ進入しようとする車両に対しては、手前の丁字路（行徳総合病院前）に交通誘導員やコーンバーを配置し、右折（迂回）を誘導すること。

【2】国道357号東京方面からガーデナ通りへ左折で進入しようとする車両に対しては、左折抑止が最も効果的な手前の位置に交通誘導員やコーンバーを配置し、船橋方面への直進を誘導すること。

【3】海方面（高浜町方面）から国道357号を横断し、ガーデナ通りに直進で進入しようとする車両に対しては、交通誘導員やコーンバーを配置し、国道357号船橋方面への右折を誘導すること。

2-3-2 出動体制表（緊急連絡網）(案)



- ※1. 業務開始時に排水機場グループ体制（人数）を通知する。
- ※2. 業務受託者は、業務開始にあたり予定人数を用意し上記体制表を完成の上、提出すること。

課 長	主 幹	担 当

令和 年 月 日

排水施設等日勤管理業務委託実施報告書

(月分)

市 川 市 様

受託者 住 所
名 称
代表者

排水施設等管理業務を次のとおり履行したので報告します。

記

*排水施設等管理業務

	日 数	業 務 人 数	備 考
平 日 業 務	日	人	
平 日 以 外 業 務	日	人	
計	日	人	

*猫実排水機場維持管理業務

	日 数	業 務 人 数	備 考
日 勤 業 務	日	人	
宿 直 業 務	日	人	
小 計	日	人	
維持管理業務	日	人	
緊急対応業務	日	人	
計	日	人	

() 排水機場・() ポンプ場清掃業務チェックリスト

令和	年	曜日	トイレ	事務室	外周り
	月				
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				

排水施設一覧に記載の排水機場及びポンプ場について実施

〇〇排水機場定期点検表

点検者氏名 _____ 令和 年 月 日

※水位不足によりポンプ運転不可能なため 外水位 **0.60m** 以上にて点検を行うこと

No.1 ポンプ (エンジン)

運転時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 (通常10分程度)

内水位 _____ m 運転時の回転数 _____ r p m

主空気タンク _____ kg/m² 補空気タンク _____ kg/m²

No.2 ポンプ (エンジン)

運転時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 (通常10分程度)

運転時の回転数 _____ r p m

主空気タンク _____ kg/m² 補空気タンク _____ kg/m²

No.3 ポンプ (エンジン)

運転時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 (通常10分程度)

運転時の回転数 _____ r p m

主空気タンク _____ kg/m² 補空気タンク _____ kg/m²

No.4 ポンプ (エンジン)

運転時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 (通常10分程度)

運転時の回転数 _____ r p m

主空気タンク _____ kg/m² 補空気タンク _____ kg/m²

地下タンク燃料 _____ ℓ/20,000ℓ 冷却水槽の水量 _____ 分目

燃料移送ポンプ _____ 号 ~ _____ 号 (切替は運転時前に行う)

燃料小出槽① _____ ℓ/600ℓ ② _____ ℓ/600ℓ ③ _____ ℓ/750ℓ

自家発電

運転時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 (通常20分程度)

運転時の回転数 _____ r p m

注意：除塵機は現場にて運転操作をおこない、除塵機下の清掃をおこなう。

ホッパー内のゴミ _____ 分目

全てのエンジン・減速機についてオイルの確認をおこなう。

空気タンク関係はドレンからの清掃をおこなう。 清掃済

空気圧縮機の切替をおこなう。 _____ 号 ~ _____ 号 (切替は運転時前におこなう。)

操作盤等のランプチェックは必ずおこない、電球等を交換する。

フェンス等外廻りの安全確認 良 ・ 否 (状況)

結果報告 No.1 エンジンポンプ 良 ・ 否 (状況)

No.2 エンジンポンプ 良 ・ 否 (状況)

No.3 エンジンポンプ 良 ・ 否 (状況)

No.4 エンジンポンプ 良 ・ 否 (状況)

自家発電 良 ・ 否 (状況)

補機類等 良 ・ 否 (状況)

電力メーター： _____ kwh 最大需要電力量： _____ kw

大和田ポンプ場 点検月報

点検日 令和 年 月 日
 点検者 _____

点検項目

対象機器	点検事項	点検内容	判定	備考	
自家発電機	運転時間	無負荷運転			
	発電機盤	自家発電電流		A	
		自家発電電力		kw	
		自家発電電圧		V	
		自家発電力率		cos	
		自家発電周波数		Hz	
		自家発電電力量		kw	
		自立運転確立時間		sec 回転数60%	
		定格回転数到達時間		sec 始動中表示消灯	
		運転前		hour	
		運転後		hour	
		運転時間		hour	
	自動始動盤	エンジン回転数		% (2200rpm/100%)	
		排気温度		°C	
		潤滑油温度		°C	
	始動用直流電源盤	直流電圧		V	
		整流器出力電流		A	
	自家発電補機盤				
	受電電流	R		A	
		S		A	
		T		A	
	受電電圧	RS		V	
		ST		V	
		TR		V	
	換気ファン	No.1		A	
		No.2		A	
	給気ファン	No.1		A	
		No.2		A	
	燃料移送ポンプ	No.1		A	Mpa
		No.2		A	Mpa
	燃料移送ポンプ 運転時間	No.1			h
		No.2			h

点検項目

対象機器	点検事項	点検内容	判定	備考	
	エンジン	圧縮機出口圧力		Mpa	
		潤滑油圧力		Mpa	
		潤滑油温度		°C	
	運転時	異音はないか			
		異常な振動はないか			
		オイル漏れはないか			
		燃料漏れはないか			
		排気漏れはないか			
		警報はないか			
コンベア室	自動除塵機	グリース補給	No.1 有・無 No.2 有・無 No.3 有・無 No.4 有・無		
	No.2し渣搬出機	し渣清掃 バケット運転	有・無 有・無	回	

大和田ポンプ場 点検月報

点検月 令和 年 月
 点検者 _____

点検項目

対象機器	点検事項	点検内容	判定			備考
			No.2	No.3	No.4	
主ポンプ	運転時間 年 月 日 年 月 日 年 月 日	No.2 : ~ :	/	/	/	待機運転まで
		No.3 : ~ :				
		No.4 : ~ :				
	運転水位(m)	No.2 : ~ :	/	/	/	実負荷
		No.3 : ~ :				実負荷
		No.4 : ~ :				実負荷
	制御盤	充電電流				A
		電池圧力				V
		回転速度				% (22,000rpm/100%)
		排気温度				°C
潤滑油温度					°C	
吸気温度					°C	
エンジン	潤滑油圧力				Mpa	
	潤滑油温度計				°C	
	圧縮機出口圧力				Mpa	
	燃料圧力計				Mpa	
減速機	減速機圧力				Mpa	
	潤滑油温度計				°C	
	作動油一次側圧力計				Mpa	
	作動油二次側圧力計				Mpa	
	減速機プライミングポンプ				A	
運転時	異音はないか 異常な振動はないか オイル漏れはないか 燃料漏れはないか 排気漏れはないか 目視点検異常はないか 警報はないか					

仮設・中継ポンプ定期点検表

令和 年 月 日

点検者氏名 _____

・ポンプ施設名称 _____

No. 1 ポンプ（モーター） 水位不足の為、運転不可
運転時間 時 分 ~ 時 分 運転時電流 A
備考: _____

No. 2 ポンプ（モーター） 水位不足の為、運転不可
運転時間 時 分 ~ 時 分 運転時電流 A
備考: _____

No. 3 ポンプ（モーター） 水位不足の為、運転不可
運転時間 時 分 ~ 時 分 運転時電流 A
備考: _____

No. 4 ポンプ（モーター） 水位不足の為、運転不可
運転時間 時 分 ~ 時 分 運転時電流 A
備考: _____

・水位計の点検（正常時の取付け場所、コードの長さ、傷等） 目視不可
（良・清掃・修理要） _____

・給水槽内の状況（ポンプの支障となる浮遊物、土砂の堆積） 目視不可
（良・清掃） _____

・注意 操作盤の状況（サビ等、ランプチェック） （良・修繕要）
ポンプ運転中の異常音と騒音の状況 （良・修繕要）
ポンプ運転中の振動、におい （良・修繕要）

・備考 _____

令和 年 月 ○○地域水門点検表

	水門名	放流先	点検日	操作時間	水位		操作状況 支障なし	周囲の状況 異常なし	点検結果		開閉装置
					内水位	外水位					
1	春木川水門	春木川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
2	宮久保水門(内)	真間川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
3	宮久保水門(外)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
4	須和田水門(内)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
5	須和田水門(外)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
6	宮下橋樋管	"		: ~ :	——	——			開閉点検	目視点検	手・電・エン
7	宮久保樋管	国分川		: ~ :	——	——			開閉点検	目視点検	手・電・エン
8	国分樋管	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
9	中国分第1樋管	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
10	北国分第2樋管	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
1	北方水門(内)	大柏川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
2	八幡水門(内)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
3	八幡水門(外)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
4	本北方水門(内)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
5	本北方水門(外)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
6	美里苑水門(内)	派川大柏川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
7	美里苑水門(外)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
8	北方第2樋管	大柏川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
9	北方樋管	"		: ~ :	——	——			開閉点検	目視点検	手・電・エン
10	柏井南第1樋門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
11	南大野1号樋門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
12	大野西第1樋管	"		: ~ :	——	——			開閉点検	目視点検	手・電・エン
13	南大野3号樋門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン

令和 年 月

海岸地域水門点検表

	水門名	放流先	点検日	操作時間	水位		操作状況 支障なし	周囲の状況 異常なし	点検結果		開閉装置
					内水位	外水位					
県 水 門	1 真間川水門	東京湾		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	2 原木水門(外)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	3 二俣2号水門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	4 高谷川水門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	5 高谷樋門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	6 中江川水門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	7 湊水門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	8 塩焼陸閘	—		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
市 水 門	9 高谷樋管(R1移管)	高谷川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	10 原木水門(内)	東京湾		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	11 原木第2水門(内)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	12 原木第2水門(外)	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	13 原木第3水門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	14 本郷水門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	15 丸浜1号水門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	16 丸浜2号水門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	17 塩浜樋門	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	18 塩浜樋管	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	19 妙典樋管	"		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	20 二俣新町樋管	二俣川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン

令和 年 月

旧江戸川地域水門点検表

	水門名	放流先	点検日	操作時間	水位		操作状況 支障なし	周囲の状況 異常なし	点検結果		開閉装置
					内水位	外水位					
県 水 門	1 河原第1水門(外)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	2 河原第2水門(内)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	3 本行徳水門(外)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	4 押切水門(外)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	5 欠真間水門(外)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	6 新井水門(外)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	7 秣川水門(川表外)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	8 秣川水門(川裏内)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
市 水 門	9 本行徳水門(内)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	10 押切第1水門(内)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	11 押切第2水門(公園側)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	12 香取水門	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	13 欠真間水門(内)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	14 相之川樋管(外)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	15 相之川第2水門(内)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	16 新井水門(内)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	17 市川樋管(外)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	18 市川樋管(内)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	19 大和田樋管(流入ゲート)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン
	20 大和田樋管(放流ゲート)	旧江戸川		: ~ :					開閉点検	目視点検	手・電・エン

●●●●ゲートポンプ定期点検表

日時 令和 年 月 日 天候

点検者氏名

動力電圧 (V) _____ 電灯電圧 (V) _____ 内水位 (m) _____ 外水位 (m) _____

No. 1 ゲートポンプ (モーター) 運転可能な水位までゲート操作により水位調整する

運転時間 _____ 時 分 ~ _____ 時 分 運転時電流 (A) _____

回転数 (rpm) _____ 運転状況 (異音、振動、におい等) _____ 良・否

水位不足の為、運転不可

備考: _____

No. 2 ゲートポンプ (モーター) 運転可能な水位までゲート操作により水位調整する

運転時間 _____ 時 分 ~ _____ 時 分 運転時電流 (A) _____

回転数 (rpm) _____ 運転状況 (異音、振動、におい等) _____ 良・否

水位不足の為、運転不可

備考: _____

ゲート 開閉試験と目視点検を行う

運転時間 _____ 時 分 ~ _____ 時 分

ゲートの目視点検 _____ 良・否 (状況)

ゲートポンプの目視点検 _____ 良・否 (状況)

運転状況 (異音、振動、におい等) _____ 良・否 (状況)

※上記、目視点検は可能な限りゲートを上昇させた状態で点検すること

外水位が内水位より高いため、開閉不可

備考: _____

注意 操作盤等のランプチェックは必ず行い、電球等を交換する

フェンス等外廻りの安全確認 _____ 良・否 (状況)

スクリーン等の除塵機設備等 _____ 良・否 (状況)

施設内の清掃状況 _____ 良・否 (状況)

動力電力メーター (kwh) : _____ 電灯電力メーター (kwh) : _____

市川市 下水道部
河川・下水道管理課

課長	主幹	担当者

作成者

令和 年 月 日
受託者

故障・修理・不具合報告書

件名	
設備名	
日時	
作業者名	
詳細内容 (状況・対応)	
詳細図	

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） 排水施設等日勤管理業務委託（その2）

2. 施行（納入）場所 市川市東国分1丁目1番地1 春木川排水機場 外173箇所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 _____ 円

(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

業務完了報告書（月支払分）

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名 印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） 排水施設等日勤管理業務委託（その2）
2. 施行（納入）場所 市川市東国分1丁目1番地1 春木川排水機場 外173箇所
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 支払期委託金額 金 _____ 円
5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
6. 支払期業務期間における完了年月日 令和 年 月 日
7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり

排水施設等日勤管理業務委託（草刈り） 特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 排水施設等日勤管理業務委託（その2）
- 2 業務目的 市川市下水道部河川・下水道管理課にて管理している個所において、周辺環境の維持保全となるように、草刈りをするを目的とする。
- 3 業務期間 令和8年7月1日～令和9年3月31日
- 4 業務条件 実施時間 9時00分から17時00分まで
必要人数 : 2名程度

5 業務内容

ア) 業務内容・数量

名 称	規 格	単 位	予定数量	摘 要
草刈	肩掛式等	箇所	25	5回/年（予定）

- ※・箇所数は、予定であり、市民からの要望等により、場所は変更することがある。
- ・業務箇所は監督職員と協議のうえ決定するものとする。
 - ・1日あたり、概ね2箇所の作業を想定している。

イ) 実施条件

○実施環境

- ・現地の地形（平坦地）
- ・立地条件（密集市街地）

○実施上の留意事項

- ・周辺への配慮……住宅地に近接していること、また、通行者が多い箇所等は、第三者に対し十分注意を行うこと。

■ 草刈り

<共通事項>

ア) 目的と工法

- ・草刈りは、周辺環境の維持保全の為に、環境に合わせた工法で行う。

イ) 作業後について

- ・作業完了後 1週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受託者の責任において再度行うこと。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・除草による発生材は一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しな

ければならない。

但し、処分費が含まれない委託（刈りっぱなし、集草まで、運搬まで）に関しては、監督職員の指示による。

- ・作業範囲内の廃棄物（塵芥）については入口付近又は収集しやすいところに集積し、監督職員に連絡すること。

○人力除草

ア) 人力除草の適用……人力除草は、植栽樹木の密度が高く、草刈りが不適當な場所や低木類を寄せ植えしてある場所等で人力にて行う作業のことを言う。

イ) 実施時期、実施範囲等

- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 人力除草の仕様・注意点

- ・除草器具等を用い、既存植物を傷めないよう雑草を地際(刈高0cm)で刈り取ること。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。
- ・除草範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・除草時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。尚清掃費は別途計上せず、人力除草計上の単価に含めるものとする。

○草刈

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・現場状況に応じ、適切な機械・手法（肩掛け式、ハンドガイド式、人力など）を用い作業を行うこと。
- ・樹木周り、施設近辺においてはチップソー・ナイロンコードの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木及び施設等が損傷しないよう注意すること。
尚、ハンドガイド計上内における「肩掛式」「人力除草」による作業費、肩掛式計上内における「人力除草」による作業費は、別途計上せず、ハンドガイド計上及び肩掛式計上の各単価に含めるものとする。

イ) 実施時期、実施範囲等

- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 草刈の仕様・注意点

- ・刈込高（通常1～3cm以下）等は、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・機械を用い草刈を行う場合は、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように、ネット等を用いて養生を行うこと。
- ・草刈時に樹木の幹肌を損傷し樹木が枯損した場合や施設に損傷を与えた場合は、受託者の負担で同等品の補植・補修を行うこと。
- ・刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。

- ・草刈範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・刈りっぱなし箇所においても、出入口付近及び舗装通路部等においては刈草を去除すること。
- ・草刈時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。
- ・刈草の収集や清掃を行うときは、刈草や塵埃が飛散しないように注意し、第三者及び車両などへ迷惑が掛からないようにすること。

6 作業従事者

作業従事者は、刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者とする。

7 その他

- ア) 作業に必要な誘導員及び、保安施設については事故の起きないように適切に配置すること。
- イ) 受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。
- ウ) 本仕様書に記載のない事項については、市川市と受託者がその都度協議のうえに対応を定めることとする。